

全国大会 代表出場者選出規程

一般財団法人 少林寺拳法連盟

(趣 旨)

第1条 本規程は、一般財団法人少林寺拳法連盟（以下「本法人」という。）が主催する少林寺拳法全国大会（以下「全国大会」という。）に出場者を選考するにあたり、必要な事項を規定する。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本法人の団体会員並びに普通個人会員（以下「会員」という。）の全てに適用する。

(出場者の選出)

第3条 全国大会の出場者については、都道府県連盟・各連盟（以下「都道府県連盟等」という。）主催の全国大会予選と位置付けられる地方大会の成績により、当該都道府県連盟等が選出する。

2 都道府県連盟等は、本法人に対し、締切日までに、選出した出場者の出場申込を行う。

3 選出する出場者の人数は、本法人が全国大会ごとに要項及び出場枠数一覧により定める。

(出場資格)

第4条 出場者は、本法人の個人会員として登録されていなければならない。

(1) 少林寺拳法の理念を体現し、品行方正で、出場者としての誇りと責任を自覚し、適切な態度と言動をもって行動する者であること。

(資格喪失)

第5条 出場者に選出されたのち、本法人により会員規程に基づいて注意・指導・処分（同規程第16条による処分をいい、活動停止を含む。）を受けた場合は、当該全国大会には出場することができないものとする。

(手続き)

第7条 出場者が全国大会に出場するにあたり必要となる事務手続きは、本法人と都道府県連盟の事務局が適切に分担して行う。

(不服申立て)

第8条 出場者選出に関する不服申し立てに対する対応は、予選大会を主催する都道府県連盟等によるものとする。ただし、事案に応じて本法人が対応することもありうる。

2 前項ただし書の場合においては、出場者選出に関して異議のある者は、スポーツ仲裁機構に申し立てることができる。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うことができる。

(細則)

第10条 本規程を実行するために必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 本規程は2026年2月25日から施行する。